

評議員及び評議員会規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第50条の規定に基づき、評議員及び評議員会に関し必要な事項を定める。

(評議員の資格)

第2条 評議員は、本協会の理事、監事、職員、司法機関の委員及び各種委員会組織運規則第2条（委員会の設置）に規定する委員会の委員を兼ねることはできない。

2 評議員は、その就任時に、満70歳未満でなければならない。

3 都道府県サッカー協会からの推薦により評議員会で選任された評議員は、原則として当該都道府県サッカー協会の会長、副会長又は専務理事の職にななければならない。

(評議員会の議長)

第3条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

(評議員提案権)

第4条 評議員は、法人法第184条から第186条の規定及び本協会が定める諸規定に従い、会長に対し、一定の事項を評議員会の目的とすることを請求し、又は評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

2 前項には、役員を選任又は解任並びに会長、副会長、専務理事及び常務理事の候補者の選出に関する請求又は提案も含まれる。

(評議員の議決権)

第5条 各評議員は、評議員会における一議決権を有する。

2 出席評議員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるか又は書簡による投票は認められないものとする。

(改正)

第6条 本規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

(施行)

第7条 本規則は、2017年4月13日から施行する。

[改正]

2025年3月13日